2023年4月版

企画競争説明書

業 務 名 称：カンボジア国サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト（サイバーセキュリティ）及びフィリピン国サイバーセキュリティ能力開発（サイバーセキュリティ）

調達管理番号：23a00081

【内容構成】

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第３章４.（２）上限額 」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年5月17日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第１章　企画競争の手続き

１．公示

公示日　2023 年 5 月 17 日

２．契約担当役

理事　井倉　義伸

３．競争に付する事項

（１）業務名称：カンボジア国サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト（サイバーセキュリティ）及びフィリピン国サイバーセキュリティ能力開発（サイバーセキュリティ）

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

（　）「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

（○）「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

（４）契約履行期間（予定）：2023年8月　～　2026年10月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

（５）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の１２％を限度とする。
２）第２回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の１２％を限度とする。
３）第３回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の１２％を限度とする。
４）第４回（契約締結後37ヶ月以降）：契約金額の４％を限度とする。

４．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口
調達・派遣業務部　契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Kawaguchi.Keiji@jica.go.jp

（２）事業実施担当部
ガバナンス・平和構築部　STI・DX室

（３）日程
本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
１	配付依頼受付期限	2023年　5月 23日　12時
２	企画競争説明書に対する質問	2023年　5月 24日　12時
３	競争参加資格確認申請書	2023年　5月 26日　12時
４	質問への回答	2023年　5月 29日
５	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の **4営業日前から1営業日前の正午まで**
６	競争参加資格要件の確認結果の通知日	2023年　6月　2日
７	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年　6月　9日　12時
８	プレゼンテーション	行いません。
９	評価結果の通知日	2023年　6月 20日
１０	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （連絡先：e-propo@jica.go.jp）

５．競争参加資格

（１）各種資格の確認
以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」を参照してください。
（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）
１） 消極的資格制限
２） 積極的資格要件
３） 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除
以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。
「カンボジア国サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：22a00140）の受注者（合同会社適材適所）及び同業務の業務従事者

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（４）競争参加資格要件の確認

本契約ではプロポーザル作成ガイドライン 46-47 ページ【「競争参加資格確認申請書」の提出を求められた場合】に基づき、競争参加者の厳格な情報保全体制等について、競争参加資格確認を実施します。

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。詳細はプロポーザル作成ガイドラインを参照してください。なお、本資格確認審査プロセスを追加するため、同ガイドラインにおける「消極的資格制限」の３）に規定している「競争参加日」は、プロポーザル等の提出締切日ではなく、資格確認申請書の提出締切日に読み替えます。

１）提出期限：　上記４．（３）参照

２）提出書類：プロポーザル作成ガイドラインの 46 ページ・47 ページに記載する７点の書類に加え、以下もご提出ください。

i) 本件契約において現地法人・子会社・関係会社等との機密情報のやりとりの予定の有無、情報のやり取りの予定がある場合はその会社名と、情報のやり取りの際に基づく規定・社内ルール

３）提出方法：　下記「８．プロポーザル等の提出」参照し、上記１）の提出期限日の４営業日前から１営業日前の正午までに、競争参加資格提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。（件名：「競争参加資格確認申請書提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

※依頼が１営業日前の正午までになされない場合は、競争参加資格申請書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

４）確認結果の通知：上記４．（３）日程の期日までにメールにて通知します。

６．資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第１章 企画競争の手続き」の「４．（３）日程」参照）。

（URL：https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

・第３章　プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

・「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

７．企画競争説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記４．（３）参照

２）提出先　：上記４．（１）選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス

３）提出方法：電子メール

①　件名：「【質問】調達管理番号_案件名」

②　添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注１）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（２）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記４．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

８．プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記４．（３）参照

（２）提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。
（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

１）プロポーザル・見積書

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② 上記４．（３）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
④ 依頼メールが１営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（３）提出先
１）プロポーザル
「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」
２）見積書（本見積書及び別見積書）
① 宛先：e-koji@jica.go.jp
② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：23a00081_〇〇株式会社_見積書〕
③ 本文：特段の指定なし
④ 添付ファイル：「23a00081_〇〇株式会社_見積書」
⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
３）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合
GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記４．（３）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（４）提出書類
１）プロポーザル・見積書
２）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合）

９． 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年４月）」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」
② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（１００点満点中６０点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（１）評価配点表以外の加点について

評価で６０点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されます。

１）業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

２）価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第１位と第２位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

１０．評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記４．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第２章　特記仕様書案

【１】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

（なお、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。）

＜スキーム[1]共通＞

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と R/D で設定した（個別案件の場合は案件概要表に示す)プロジェクトの目標、成果、活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書案に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

＜特に具体的に提案を求める内容＞

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１.（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行ってください。詳細については特記仕様書案を参照してください。

プロポーザルに特に具体的に提案を求める事項

№	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
１	短期渡航及び遠隔作業の中で、中長期にわたる研修効果が最大となるような研修の実施体制・方法	第２章【２】第４条（３）研修成果の最大化
２	重要インフラセクターにおけるインシデント対応・情報共有の能力を強化するための施策案（体制構築に関する支援内容や想定研修内容等）	第２章【２】第５条２－１プロジェクトの活動に関する業務　フィリピン国「サイバーセキュリティ能力開発」（２）成果２に関わる活動
３	効率的かつ相手国政府のニーズと実態に沿った調査・研究方法	第２章【２】第５条２－１プロジェクトの活動に関する業務　カンボジア国「サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト」（３）成果３に関わる活動

- なお、プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。

【２】特記仕様書案

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特

[1] 技術協力プロジェクト、円借款/海外投融資附帯プロジェクト、 技術協力個別案件、有償専門家・研修等

記仕様書」を作成します。）
第１条　総則
　この仕様書は、発注者と受注者とが実施する本業務の仕様を示すものである。

第２条　業務の目的
　「第３条　業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第５条　業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成することを目的とする。

第３条　業務の背景
　別紙１（案件概要書）のとおり。

第４条　実施方針及び留意事項
１．共通留意事項
　別紙２のとおり。

２．本業務に係る実施方針及び留意事項
（１）　サイバーセキュリティ・クラスターとしての協力
・JICAのサイバーセキュリティに関する協力は、2021年に定めたグローバル・アジェンダ「デジタル化の促進」におけるクラスター事業戦略「サイバーセキュリティ[2]」に基づき、サイバー空間において深刻化しつつある脅威への対応と、人々の生活と尊厳を守ることのできる社会の実現（Cybersecurity for All）を目的とし、インド太平洋地域を中心とした途上国のサイバーセキュリティに関するレジリエンス向上のための能力構築に焦点を置いて推進している。本業務は、独立した案件ではなくクラスターに属するものとして、実施中あるいは実施済の他案件の成果とも連携して協力していくことが求められる。
・フィリピン国およびカンボジア国における本業務のカウンターパート機関（C/P）は、ともに国家のサイバーセキュリティを推進する省庁であり、共通もしくは類似した目標を持っている。目標を共有する案件を包括的に管理することで、より柔軟かつ効率的に活動の変更やリソース配分等を実施し、随時新たな脅威が産まれるサイバー空間において、環境・ニーズの変化に柔軟に対応していく。また、異なる事業スキームを組み合わせたプラットフォーム構築（人材育成、事業関係者のネットワーク構築、等）への寄与に留意する。
・本業務では、カンボジア国の案件の詳細計画策定調査報告書に記載の方針と留意点について、共通するものはフィリピン国の案件に対しても適用する。
・サイバーセキュリティ・クラスターの中で定義したモニタリング指標について、案件に関連するものは本業務の中で継続的に取得し、データベース等で適切に保管・管理する。

（２）　実施体制
(ア) カンボジアおよびフィリピン、各国に対して専任の主担当を配置する（例えば、業務主任者がカンボジアを担当し、副業務主任者がフィリピンを担当する等）。
(イ) カンボジア国「サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト」

[2] cybersecurity.pdf (jica.go.jp)

当機構の国際協力専門員（ICT分野）が短期専門家派遣を繰り返す形でチーフアドバイザーを務めており、かつ、長期専門家（業務調整/サイバーセキュリティ技術）が派遣される予定である。業務の実施に当たっては、両専門家と十分な情報共有を行うものとする。なお、本プロジェクトでは、複数の活動が同時並行で行われていることから、現地での活動日程の調整については、両専門家と密な連携が必要とされる。

C/Pは、郵政通信省（Ministry of Post and Telecommunications、以下「MPTC」という。）ICT部門ICTセキュリティ局だが、以下の機関等との連携を検討する。

① 成果１関連：カンボジアデジタル技術アカデミー（MPTC と関係の深い人材養成機関）
プロジェクト実施中に、C/P及び上記関連機関と協議を行い、本プロジェクト終了後における持続的な人材育成体制や計画を提案する。

② 成果２関連：内務省（MoI）（サイバー犯罪に関する普及啓発を実施）
普及啓発活動に関して、MoIとの連携を模索する。

(ウ) フィリピン国「サイバーセキュリティ能力開発」

当機構による短期専門家や長期専門家は不在であることから、現地スタッフの傭上、短期渡航及び遠隔作業を念頭においた体制構築等、適切な現地実施体制の構築が必要とされる。

（３） 研修成果の最大化

短期渡航及び遠隔作業の中で、中長期にわたる研修効果が最大となるような研修の実施体制・方法を検討し、提案すること[3]。

（４） セキュリティ能力評価

- 外国機関（オックスフォード大学を想定）と協力して実施する予定の「国家セキュリティ成熟度評価（Cybersecurity Capacity Maturity Model for Nations）」の結果をベースライン調査及び、成果１の活動へのインプットとして活用する。
- また、本成熟度評価結果は上位目標の指標である Global Cybersecurity Index（GCI）の補完情報として参照する。

（５）現地リソースの活用

- 現地業務の効率化、合理的な実施を目的として、研修の実施に際して積極的な現地リソース活用の検討を歓迎する。
現行のコンサルタント等契約制度の下において、以下の方法が採用可能。
① 特殊傭人費（一般業務費）を活用した、ローカルリソース（主に個人）の活用。
② ローカルリソース（個人。法人に所属する個人を含む。）を業務従事者としての配置。補強として配置する場合、全業務従事者４分の３までを目途

[3] 国際的あるいは日本のサイバーセキュリティ人材育成に関する枠組みや標準を用いた体系的な研修が望ましいことから、裏付けとなるような過去の経験や実績を言及してください。現地活動において、サイバーセキュリティに関する業務経験（人材育成分野が望ましい）を有する現地傭人を配置する等、遠隔作業時も現地で十分なフォローができる体制を提案ください。また、現地傭人等を配置する場合、プロジェクトとして一貫した研修監理が実施できるように、JICAへの相談・報告も含めた連絡体制を提案ください。

として認められる（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。

③ ローカルリソース（法人）を共同企業体構成員とする。共同企業体構成員の場合、我が国における法人登記及び全省庁統一資格を要件としない（第1章「5.競争参加資格」参照）。

（６）成果品の再利用可否

- 本事業で作成する研修教材、普及啓発教材、調査結果等については、極力他のJICA 事業での再利用を可能とする形を追求すること。
- 版権等の関係で再利用が不可となる場合も、再利用に際して、版権がどの組織に属し、どのような手続きが必要となるか確認すること。

第５条　業務の内容

１．共通業務

別紙３のとおり。

２．本業務にかかる事項

２－１　プロジェクトの活動に関する業務

カンボジア国「サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト」

（１）成果１に関わる活動

活動 1-1： 各CSIRT（Computer Security Incident Response Team 以下「CSIRT」という。）サービス領域の提供対象を明確にする（ベースライン）

活動 1-2： 国家CSIRTとしての成熟度を測定するセキュリティアセスメントを実施する

活動 1-3： CSIRTサービスの質の向上のために必要な教材を作成する

（例、ガイドライン、標準運用手順書、サービスレベル合意書、普及啓発教材等）

活動 1-4： セキュリティスキルフレームワークを活用した研修計画を立案する

活動 1-5： セキュリティフレームワークを活用した研修やドリルを実施する（一部の研修は現地再委託を想定）[4]

活動 1-6： 研修の成果を６カ月毎に評価し、研修計画やセキュリティ上の役割を見直す（自己評価および管理職評価）

活動 1-7： 将来の研修プログラムの実施ついて局内で議論して提案を立案する

活動 1-8： ICTセキュリティ局のサイバーセキュリティ能力強化のためのIT環境を整備する

（２）成果２に関わる活動

活動 2-1： サイバーセキュリティに関する普及啓発活動のニーズを特定する

活動 2-2： 普及啓発活動の教材を作成する。

活動 2-3： 子供や女性、高齢者等社会的弱者への普及啓発活動を実施する

- 普及啓発活動の想定規模は以下のとおり。（現地再委託を想定）

実施回数	2回

[4] 現地再委託については、商用研修等を対象として想定しています。「現地再委託」については、（「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」において）現地再委託先の業務の履行状況を監理・監督し、業務の履行を適宜確認することとなっています。よって、現地再委託の業務の委託先と業務の遂行に関し適宜の調整や打ち合わせが必要とされる業務については、現地再委託の対象として不適切な可能性がありますので、現地再委託を認めない可能性があります。

参加者数	未定/回
開催期間	1-2日/回
実施場所	プノンペン都内／地方　最低各1回

活動 2-4： 関連機関向けにガイドラインや手順書等に関する普及啓発活動を実施する（例：セキュリティ評価、リスク評価、セキュリティオペレーションセンター（Security Operation Center,以下SOC）、インシデント対応等）

- ガイドラインや手順書等に関する普及啓発活動の想定規模は以下のとおり。なお、ガイドラインや手順書等に関係しない普及啓発活動は研修として以下以外にも複数回実施する可能性がある。

実施回数	3回
参加者数	具体的な人数は今後関係機関と調整のこと/回
開催期間	1-3日/回
実施場所	プノンペン都内

活動 2-5： 関連機関とフィードバックセッションを実施し、必要に応じて教材を改定する

（３）成果３に関わる活動[5]

活動 3-1： 研究するべき政策・法律・標準を特定する

活動 3-2： 国際標準や他国のサイバーセキュリティ政策・法律等を机上調査とスタディツアーを通じて研究する（戦略、フレームワーム、ロードマップ、標準含む）

活動 3-3： 調査結果をまとめて、カンボジアに必要な政策・法律・標準等を特定する

活動 3-4： 郵政通信省内の関連部局と関係機関に対してコンサルテーションを実施する

活動 3-5： カンボジアに必要な政策・法律・戦略・標準等に関する提言を作成する

フィリピン国「サイバーセキュリティ能力開発」

（１）成果１に関わる活動

活動 1-1： サイバーセキュリティ局職員に対する研修計画を作成する

1-1-1　セキュリティ業務上の役割と改善すべき知識・技能・能力を明確にする。（National Initiative for Cybersecurity Education（NICE）、Security Body of Knowledge（SecBoK）等のサイバーセキュリティ教育のためのスキル・フレームワーク活用）

1-1-2　研修計画（研修到達目標、研修予定、進捗状況を含む）を作成する。

活動 1-2： セキュリティ研修を実施する

1-2-1　研修計画に基づき、セキュリティ研修を調整・実施する。（一部の研修は現地再委託を想定）

1-2-2　研修の効果を測定し、研修計画をレビューする。

1-2-3　研修計画を更新する。

[5] 相手国側の実情を理解し、相手国政府のニーズと実態に沿った調査・研究方法・提言となるような提案をお願いいたします。過去に類似の経験や実績があれば言及してください。

- 研修内容及び想定規模は以下のとおり。
  サイバーセキュリティ局職員に業務上求められる役割と課題の解決に繋がる研修を実施する。具体的には、EC-Council, CompTIA 等が提供する商用研修や独自に設計した研修を想定している。

実施回数	研修計画策定後にC/Pと協議の上、決定する（24回～30回程度を想定）
参加者数	未定
開催期間	2-5日/回
実施場所	マニラ市内 C/Pと協議の上、地方での実施も可能

上記業務は現地再委託での実施及び、一部は国際電気通信連合（International Telecommunication Union : ITU）からの講師派遣による研修実施も想定されている。[6]

活動 1-3： サイバーセキュリティ局の業務に対する助言を行う

1-3-1　SOC、フィリピン国家公開鍵基盤（Philippines National Public Key Infrastructure, 以下PNPKI）、組織内の人材育成などセキュリティに関連する業務へ助言を行う。

（２）成果２に関わる活動[7]

活動 2-1： セクター毎の調整・連携スキームに関する助言を行う

2-1-1　セクター毎の調整・連携スキームに関する日本の知見・経験を共有する。

2-1-2　セクター毎の調整・連携スキームに関する助言を行う。

活動 2-2： セクター毎の調整・連携にかかるセミナー等を実施する[8]（一部は現地再委託を想定）

（３）成果３に関わる活動

活動 3-1： サイバーセキュリティの普及啓発活動にかかる教材開発を支援する

3-1-1　サイバーセキュリティにかかる日本の普及啓発活動や教材について情報を共有する。

3-1-2　フィリピンの現地企業と協力し、サイバーセキュリティの普及啓発活動に関する教材開発を支援する。（現地再委託を想定）

活動 3-2： サイバーセキュリティに対する普及啓発活動の実施を支援する

3-2-1　情報通信技術省（Department of Information and Communications Technology 以下DICT）が実施する国内向けの普及啓発活動を支援する。（現地再委託を想定）

- 普及啓発活動の想定規模は以下のとおり。

[6] 現地再委託については、商用研修等を対象として想定しています。「現地再委託」については、（「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」において）現地再委託先の業務の履行状況を監理・監督し、業務の履行を適宜確認することとなっています。よって、現地再委託の業務の委託先と業務の遂行に関し適宜の調整や打ち合わせが必要とされる業務については、現地再委託の対象として不適切な可能性がありますので、現地再委託を認めない可能性があります。

[7] 重要インフラセクターにおけるインシデント対応や情報共有等の調整・連携能力を強化するための、体制構築に関する支援や技術研修等の提案をお願いいたします。過去に類似の経験や実績があれば言及してください。

[8] セミナーの他、技術研修やワークショップも実施可とします。脚注7と同様の留意点あり。

実施回数	2回-4回程度
参加者数	未定
開催期間	1-2日/回
実施場所	マニラ市内 C/Pと協議の上、地方での実施も可能

２－２　機材調達

カンボジア国「サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト」

■ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の物品・機材（想定）を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。

■ 受注者は、各機材の必要性・妥当性を C/P と確認し、機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

	機材名	数量	想定仕様	機材の別	見積の取扱い
1	サーバ（Website and Email）	1	CPU: Intel Xeon-silver 4314 2.4ghz 16-core 32 Threads Ram: 16GB HDD: 1TB x3	供与機材	別見積
2	サーバ（Backup）	1	CPU: Intel Xeon bronze 3206r 1.9ghz 8-core 8 Threads Ram: 16GB HDD: 2TB x3	供与機材	別見積
3	ネットワークスイッチ	1	At least 24 ports	供与機材	別見積
4	デスクトップPC	5	CPU: Intel core I5 or I7 (8-core 8 Threads) Ram: 8GB or 16GB HDD: 1TB	供与機材	別見積

２－３　その他

☒ベースライン調査（プロジェクト開始時点で成果指標が確定していない場合）

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。また、具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、C/P の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

☒ C/Pのキャパシティアセスメント

- 受注者は、人材育成の対象となる C/P に対し、現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

☒エンドライン調査（成果指標の確認がC/Pからの情報だけからはできない場合）

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 個別専門家案件の成果や目標の達成状況を評価するために、案件終了半年前にエンドライン調査を実施、C/P に結果を共有する。
- エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者と協議の上、合意を得ることとする。

第６条　報告書等

１．　報告書等

■ 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。また、以下に掲げる報告書等の提出に際しては、Word、PDF のデータも併せて提出する。最終成果品の提出期限は契約履行期間の末日とする。

報告書名	提出時期	言語	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	和文	電子データ
ワーク・プラン	業務開始から1か月以内	英文	電子データ
モニタリングシート	業務開始から半年毎	英文	電子データ
事業完了報告書（最終成果品）	契約履行期限末日	和文	3部製本（カンボジア業務2部、フィリピン業務1部）、2部CD-R
		英文	3部製本（カンボジア業務2部、フィリピン業務1部）、2部CD-R

■ 各報告書は案件ごとに分けて作成する。
■ 事業完了報告書（最終成果品）は、履行期限３ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
■ 本業務を通じて取集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
■ 報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。

２．　技術協力作成資料

本業務を通じて作成する技術文書については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、事業完了報告書にも添付する。

３．コンサルタント業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添

付の上、発注者に報告する。

１） 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

２） 活動に関する写真

別紙１－１

案件概要表

１．案件名

国　名： カンボジア国

案件名： サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト
Project for Improvement of Cyber Resilience

２．事業の背景と必要性

（１） 当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

過去 30 年間で飛躍的に普及した携帯電話とインターネットは世界的な情報化とデジタル経済の進展をもたらしている。一方、ヒト、モノ、カネ、行政機関を含めた組織やインフラシステムの多くがサイバー空間で繋がったことから、サイバーセキュリティのリスクも甚大化している。

カンボジアは国家最高位の戦略である「第4次四辺形戦略（Rectangular Strategy Phase 4）」の下、2030年に中所得国、2050年に高所得国入りを目指しており、その目的達成に向けた重要な政策として、「デジタル経済・社会政策フレームワーク（Cambodia Digital Economy and Society Policy Framework）」（2021－2035）が2021年5月に国会承認された。社会のすべてのセクター（国家、市民、企業）でデジタルの導入とデジタルトランスフォーメーションの基盤を築き、活力あるデジタル経済と社会の構築を目指すものである。2022年にはカンボジア首相支持の下、「国家デジタル経済・社会評議会（National Digital Economy and Society Council）」が創設され、今後その傘下にサイバーセキュリティの担当を担う「デジタルセキュリティ委員会（Digital Security Committee：DSC）」も創設される予定である。郵政通信省（Ministry of Post and Telecommunications、以下「MPTC」という。）は、「デジタル政府戦略（Cambodia Digital Government Policy）」（2022-2035）の策定を作成し、行政のデジタル化を通じた質の高い公共サービスの提供を通じて市民の生活の質向上を目指すこととしている。サイバーセキュリティの確保はこうした一連の政府戦略の実現に向けて極めて重要な行政能力の一つとされており、2007年には、MPTC内のICTセキュリティ局（Department of ICT Security）傘下にサイバーセキュリティインシデント対応チーム「CamCERT（Cambodia Computer Emergency Response Team）」も設置されている。カンボジアでは新しい経済成長と社会福祉のため、サイバーセキュリティも含めたデジタル経済、社会の推進に力を入れている。しかし、国際電気通信連合（International Telecommunication Union、以下「ITU」という。）が発行しているGlobal Cybersecurity Index（以下「GCI」という。） 2020において、カンボジアは全世界194か国中132位（アジア太平洋38か国中26位）であった。日に日に高度化するサイバー攻撃に対応するためのスキルや最新技術に関する知識が、現在のCamCERTないしICTセキュリティ局には十分に備わってはおらず、政府省庁や関連機関からサイバーセキュリティ人材と基礎的な能力の不足が指摘されている。

本事業は、カンボジアのMPTCのICTセキュリティ局を中心にサイバーセキュリティ能力向上の支援を行い、同局と重要情報インフラ（Critical Information Infrastructure、以下「CII」という。）産業や他の政府省庁間のサイバーセキュリティに関する組織間連携を強化することで、同局のサイバーセキュリティ能力向上、また将来的にカンボジアにおけるデジタル社会のサイバーセキュリティ・レ

ジリエンスの強化に資するものである。

（２） 当該セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ

我が国の「対カンボジア国別開発協力方針」（2017年7月）では、重点分野として「ガバナンスの強化」を挙げており、サイバーセキュリティの能力強化を行う事はデジタル経済の急速な進展が進むカンボジアにおいては重要な支援対象である。

日本政府は2009年以降、我が国とASEAN諸国との国際的な連携・取組を強化することを目的として、日ASEANサイバーセキュリティ政策会議を継続して開催しており、同地域では十数年にわたる継続的な支援により、良好な信頼関係を構築している。ASEAN地域を中心とした多様な主体との国際的な連携によってサイバーセキュリティの確保に取り組んでいくこと、ASEAN地域の支援や重要インフラ向けの支援強化が求められている。

JICAにおける課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「No.15 デジタル化の促進」では、サイバーセキュリティを重要クラスターとして位置付けており、特に東南アジア地域を重点協力地域と位置付けていることから、本事業は当該戦略とも合致するものである。

SDGsにおいては、全目標においてデジタル技術の活用が期待されるものであることを踏まえ、本事業は全てのSDGs達成を支える取り組みとなる。特に本事業はゴール9「産業と技術革新の基盤をつくろう」、ゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」との関連が深く、同SDGs達成に資する内容となる 。

（３） 他の援助機関の対応

詳細計画策定調査中に実施したMPTCへの聞き取り調査の中で、支援をしている他ドナーは具体的には確認できなかった。

３．事業概要

（１） 事業目的

本事業は、MPTC の ICT セキュリティ局を中心にサイバーセキュリティ能力向上のための研修やセミナーを提供し、同局と CII 産業や他の政府省庁間のサイバーセキュリティに関する組織間の連携を強化することで、ICT セキュリティ局のサイバーセキュリティ能力向上を図り、もってカンボジアにおけるデジタル社会のサイバーセキュリティ・レジリエンスの強化に資するもの。

（２） プロジェクトサイト／対象地域名

プノンペン都／カンボジア

（３） 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：政府機関職員（MPTC、関係省庁、地方政府）、CII 産業関連機関職員

最終受益者：カンボジア国民、カンボジア関連企業

（４） 総事業費（日本側）

274 百万円

（５） 事業実施期間

2023 年 5 月～2026 年 10 月（計 42 か月）

（６） 事業実施体制

実施機関：MPTC、ICT 部門（General Department of ICT） ICT セキュリティ局（Department of ICT Security）

（７） 投入（インプット）

１）日本側専門家派遣（合計 33.5 人月程度）

① 長期専門家：業務調整／サイバーセキュリティ

② 短期専門家:チーフアドバイザー､サイバーセキュリティ人材育成､CSIRT サービス強化、普及啓発活動等

③ 研修員受け入れ：サイバーセキュリティ分野

④ 機材供与：サーバ、ネットワーク機器等

⑤ 調査団派遣：サイバーセキュリティ関連機関職員等

３）カンボジア国側

① カウンターパートの配置

プロジェクトディレクター1 名：Secretary of State（MPTC）、副プロジェクトディレクター1 名：Director General（ICT 総局）、プロジェクトマネージャー1 名：Director（ICT セキュリティ局）、その他

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

執務室（執務用機材含む）、光熱費、管理運営費、研修用会場設備など

（８） 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

１）我が国の援助活動

ASEAN 諸国向けに、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）を中心に総務省、経済産業省にて様々な支援を実施している。本邦の各サイバーセキュリティ関係機関には定期的に本事業の活動内容を報告し、専門家派遣等、連携を検討していく。具体的には、CII 産業防護や、組織間連携強化、民間企業や国民に対する啓発活動に関する本邦における取り組みに関連した連携を想定する。

２）他の開発協力機関等の援助活動

詳細計画策定調査中に実施した MPTC への聞き取り調査の中で､具体的な援助活動は確認できなかった。

（９） 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

１）環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）に照らし、環境への好ましくない影響は最小限であると判断されるため。

２）横断的事項：特になし

３）ジェンダー分類：■「（GI）ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

＜分類理由＞詳細計画策定調査にてジェンダー主流化ニーズが調査されたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組について指標等を設定するに至らなかったため。ただし、事業開始後、女性を対象として一般向けのサイバーセキュリティに関する普及啓発活動など、ジェンダーの視点を踏まえた具体的な取り組みを実施する予定。

（１０） その他特記事項

特になし

４．事業の枠組み

（１） 上位目標

カンボジアにおけるデジタル社会のサイバーセキュリティ・レジリエンスが強化される

指標：

定量指標

① ITU の GCI スコアが改善される（成長ステージとして設定した 30-80 程度を目標数値とする）

② 国家レベルで、いくつかの関連省庁で CSIRT が設立される[9]

定性指標

① プロジェクト期間中の策定された標準やガイドラインが他省庁で利用される

② 国家また地方レベルでの普及啓発活動が､サイバーセキュリティ関連組織によって継続的に実施される

（２）　プロジェクト目標

ICTセキュリティ局のサイバーセキュリティ能力が強化される

指標：

定量指標 : ICTセキュリティ局が提供するCSIRTサービス範囲の数が××数増加する[10]、またインシデント検知数、インシデント対応数等が増加する[11]

定性指標：明確になったCSIRTサービスの運用レベル[12]と法整備の準備状況（CSIRT組織成熟度の評価）が改善される

（３）　成果

成果１：CSIRT サービスの提供能力が改善される

成果２：関係機関（他省庁）・CII事業者や、一般国民等におけるサイバーセキュリティの活動が促進される

成果３：サイバーセキュリティを強化するために必要な法律・規制・標準等が特定される

（４）　主な活動

【成果1】

- 国家 CSIRT（国家コンピュータセキュリティインシデント対応チーム（Computer Security Incident Response Team ）以下｢国家 CSIRT｣という。）としての機能はもとより、普及啓発や関係省庁・CII 事業者との連携に資するサイバーセキュリティ人材育成を特定・計画し実施する。
- 研修の成果を評価しフィードバックも含め、次の研修計画に反映させる。
- CSIRT 業務に必要な技術文書を作成する。

【成果2】

- オンライン上の社会的弱者（女性・子供・年配者等）を中心とした一般向けのサイバーセキュリティに関する普及啓発活動のニーズを特定の上、教材を作成し、普及啓発活動を行う。
- 成果 1 で作成した技術文書を関連機関に対して普及させる。

【成果3】

- 調査対象の政策・法律・標準を特定の上、研究した後、カンボジアに必要な政策・法律・標準等を取りまとめる。

---

[9] ベースライン調査時に設定する

[10] ベースライン調査時に設定する

[11] インシデント検知数とインシデント対応数は、サイバー攻撃自体の規模（測定不能）や検知・対応する攻撃レベルによって変化するため目標値は設定せず、実績値を分析することで、サイバー攻撃の情勢とともにC/Pの防御・対応態勢が強化されたかを判断する。

[12] 成果1において特定されたC/Pへ求められるCSIRTサービスを運用する体制や仕組みが整っているかの程度を意味している。運用レベルは成熟度評価ツールにより測定する。

- 関係者に対してコンサルテーションを実施し、カンボジアに必要な政策・法律・戦略等に関する提言を作成する。

５．前提条件・外部条件

（１）　前提条件

- CSIRT 業務提供維持のための予算と人材が継続的に提供される
- ICT セキュリティ局の責務が大幅に変更されない

（２）　外部条件（リスクコントロール）

上位目標達成に関する外部条件：

- ICT セキュリティに関する政策の方向性が大きく変更されない
- ICT セキュリティ局の責務と人員配置が維持される
- プロジェクト活動の成果が郵政通信省内で効果的に活用される
- サイバーセキュリティに関する組織の関与が増加する

プロジェクト目標達成に関する外部条件：

- ICT セキュリティに関する政策の方向性が大きく変更されない
- ICT セキュリティ局の責務が維持される
- 研修を受けた ICT セキュリティ局と他の関連機関の職員が同じ職場で勤務し続ける

プロジェクト成果の発現に関する外部条件：

- ICT セキュリティに関する政策の方向性が大きく変更されない
- ICT セキュリティ局の責務が維持される
- カウンターパートの配置人数が大幅に減員されない

６．過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インドネシア国情報セキュリティ能力向上プロジェクト（2014年～2017年）では、インドネシア国通信情報省の情報セキュリティ対策実施能力向上に向け、多数のセキュリティ意識啓発を並行して実施したが、教訓としてC/Pの時間の確保が挙げられる。通常業務に加え、多数の研修を実施することとなり、C/Pとの調整に時間を要し、プロジェクト運営に影響した経緯がある。本プロジェクトでは、一部のC/Pにプロジェクト業務が集中しないよう詳細計画策定調査期間中に、MPTCの関係各部署の所掌業務をヒアリングし、プロジェクト活動に関連する部署から協力が得られる体制を提案し、MPTC側から合意を取り付けた。

コロンビア国「土地返還政策促進のための土地情報システムセキュリティ管理能力強化プロジェクト」（2013年7月～2016年6月）、カンボジア国「人間の安全保障実現化のための CMAC 機能強化プロジェクト」（2008年4月～2010年9月）及び、キルギス国「IT 人材育成（国立 IT センター）プロジェクト」（2004年10月～2008年5月）では、事業終了後のC/Pの財政状況の悪化、異動や離職等が持続性を確保する上での問題となった。事業完了後の持続性確保に向けた動きとして、MPTC内に2021年に新たに設立された人材育成機関（Cambodia Academy of Digital Technology：CADT）の活用の可能性を探るべく、プロジェクト活動において、MPTC側と協議の場を設定した。また、MPTC内での技術の標準化と移転した技術の持続性を担保していくための対策として、活動の中に標準運用手順書やガイドライン等の作成も盛り込んでいる。

７．評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針・分析に

合致し、サイバーセキュリティの推進を通じて、デジタル社会のサイバーセキュリティ・レジリエンスの強化に資するものであり、SDGsの特に、ゴール9「産業と技術革新の基盤をつくろう」及びゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

８．今後の評価計画

（１）　今後の評価に用いる主な指標

４．のとおり。

（２）　今後の評価スケジュール

事業開始6カ月：ベースライン調査
事業終了6カ月前：終了時評価
事業終了3年後：事後評価

以上

別紙1－2

案件概要表

１．案件名

国　名： フィリピン国

案件名： サイバーセキュリティ能力開発

Capacity Development for Cybersecurity

２．事業の背景と必要性

（１） 当該国におけるサイバーセキュリティ分野の現状・課題及び本事業の位置付け

デジタル化の進展に伴い、ヒト、モノ、カネ、行政機関を含めた組織やインフラシステムの多くがサイバー空間で繋がっており、サイバーセキュリティのリスクが甚大化している。多くの開発途上国各国ではサイバーセキュリティの対策体制・能力の不足と人材不足がリスクを増大させており、世界的に猛威を振るったランサムウェアによる被害、エネルギー・金融・通信・保健等の重要情報インフラ（CII）が受ける深刻な被害、サプライチェーン通じた機密情報漏洩、偽情報による社会的混乱、個人情報漏洩等の被害が多発している。

USAIDとIBMが2022年に実施した「National Cybersecurity Talent Workforce Assessment Report of the Philippines」によると、フィリピンは悪意のあるソフトウェアの一種であるバンキング型トロイの木馬によって攻撃されたユーザの数が、アジア太平洋地域で最も多かった。また、フィリピンは2021 年にサイバー犯罪者によって4 番目に最も標的にされた国であった。また、国際電気通信連合（International Telecommunication Union 以下ITUが発行しているGlobal Cybersecurity Index（GCI）2020においてフィリピンは全世界194か国中61位（アジア太平洋37か国中13位）となっている。

フィリピン国の「国家サイバーセキュリティ計画（NCSP）2022」では、信頼性と強靭性を備えた情報インフラ構築を目指して、①重要インフラ の強化およびレジリエンスの向上、②政府情報システムの準備と安全確保、③サイバーリスクに関する民間企業の意識向上と攻撃の予防・保護・対応・回復のための企業のセキュリティ対策、④サイバーリスクに対する個人の意識向上に取り組むとしている。同計画を推進している情報通信技術省（Department of Information and Communications Technology 以下DICT）サイバーセキュリティ局（Cybersecurity Bureau）は、国家コンピュータセキュリティインシデント対応チーム（Computer Security Incident Response Team 以下CSIRT）としての技術力向上、政府及びCII防御との連携体制強化、政府機関・民間企業・国民へのサイバーセキュリティの認知度向上を課題として認識しており、本事業を通じた人材及び組織能力強化の実施意義は高い。

一方で同国はIT企業やIT人材が多いことも確認されており、本協力を通じて現地リソース発掘やネットワーキングが期待され、同時期に実施されるASEAN諸国へのサイバーセキュリティ協力への貢献など、本事業の枠を超えた展開も期待される。

（２） フィリピンに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は、我が国の「対フィリピン国別開発協力方針」（2018年4月）の内、重点分野「持続的経済成長のための基盤の強化」に該当する。

日本政府は2009年以降、我が国とASEAN諸国との国際的な連携・取組を強化することを目的として、日ASEANサイバーセキュリティ政策会議を継続して開催してお

り、サイバーセキュリティ戦略本部が決定した「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援（基本方針）」（2021年）においても、ASEAN地域を中心とした多様な主体との国際的な連携によってサイバーセキュリティの確保、およびASEAN地域の支援や重要インフラ向けの支援強化に取り組むとしている。更に、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新たなプラン」（2023年）取組の柱2「インド太平洋流の課題対処」事例23「自由、公正かつ安全なサイバー空間の確保」にも本事業は合致する。

「JICA国別分析ペーパー」（2020年）においても、重点分野「持続的経済成長のための基盤強化」の「経済成長の質」に位置付けられる。JICAにおける課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「No.15 デジタル化の促進」にてサイバーセキュリティを重要クラスターとして位置づけており、特にサイバー空間における脅威への対応技術の向上と政府体制を整備する内容は「サイバーセキュリティ・クラスター」の方針とも合致する。

SDGsにおいては、全目標においてデジタル技術の活用が期待されるものであることを踏まえ、本事業は全てのSDGs達成を支える取り組みとなる。

（３） 他の援助機関の対応

USAIDがBetter Access and Connectivity Project（BEACON）を実施し、5年間で約40億円をDICTへ拠出し、DICTを含む全公務員向けのサイバーセキュリティ専門人材育成支援を実施している。BEACONではCertified Information Systems Security Professional (CISSP)というサイバーセキュリティの資格の中でも難易度の高い資格取得を支援しており、本事業ではより基礎的な研修を実施し、重複を避けるとともに事業間の補完し合うことを検討する。また、オーストラリア政府が国家サイバーセキュリティ機関委員会（National Cybersecurity Inter-Agency Committee）とサイバーセキュリティ能力向上を目的としたパートナーシップを締結している。

３．事業概要

（１） プロジェクトサイト／対象地域名：フィリピン国 マニラ

（２） 事業実施期間：2023 年 9 月～2025 年 8 月を予定（計 24 カ月）

（３） 事業実施体制

実施機関：情報通信技術省（DICT）

DICT サイバーセキュリティ局（Cybersecurity Bureau）

４．事業の枠組み

（１） 成果

成果1：サイバーセキュリティ局の技術力が向上する

成果2：重要情報インフラ産業の各セクターに対する情報連携・調整能力が向上する

成果3：サイバーセキュリティ教育プログラムが拡充する

（２） 主な活動

1-1 サイバーセキュリティ局職員を主な対象とした研修計画を作成する

1-1-1 NICE、SecBoK 等のサイバーセキュリティ教育のためのスキル・フレームワークを用いて、サイバーセキュリティ局職員に対してセキュリティ業務上の役割と改善すべき知識・技能・能力を明確にする。

1-1-2 サイバーセキュリティ局職員のセキュリティ業務上の役割、業務概要と責任、業務に必要な 知識・技能・能力、改善すべき 知識・技能・能力、研修

予定と進捗状況を含む、研修計画を作成する。

1-2 セキュリティ研修を実施する

1-2-1　研修計画に基づき、セキュリティ研修を調整・実施する。

1-2-2　研修の効果を測定し、研修計画をレビューする。

1-2-3　研修計画を更新する。

1-3　サイバーセキュリティ局の業務に対する助言を行う

1-3-1 セキュリティオペレーションセンター（Security Operation Center,以下SOC）、フィリピン国家公開鍵基盤（Philippines National Public Key Infrastructure, 以下 PNPKI）、組織内の人材育成などセキュリティに関連する業務へ助言を行う。

2-1　セクター毎の調整・連携スキームに関する助言を行う

2-1-1　セクター毎の調整・連携スキームに関する日本の知見・経験を共有する。

2-1-2　セクター毎の調整・連携スキームに関する助言を行う。

2-2　セクター毎の調整・連携にかかるセミナー等を実施する

2-2-1　セクター毎の調整・連携にかかるセミナー等を計画する。

2-2-2　セクター毎の調整・連携にかかるセミナー等を実施する。

3-1　サイバーセキュリティの普及啓発活動にかかる教材開発を支援する

3-1-1　サイバーセキュリティにかかる日本の普及啓発活動や教材について情報を共有する。

3-1-2　フィリピンの現地企業と協力し、サイバーセキュリティの普及啓発活動に関する教材開発を支援する。

3-2　サイバーセキュリティに関する普及啓発活動の実施を支援する

3-2-1　DICT が実施する国内向けの普及啓発活動を支援する。

別紙２

共通留意事項

案件が明示されていない項目は両国の案件に対して適用される。

【１】必須項目

■ 討議議事録（R/D）に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録（R/D）に基づき実施する。

１．C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

２．プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力プロジェクト及びもしくは個別専門家案件では、実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性ついて発注者に提言する（評価指標を含めた PDM（Project Design Matrix）、必要に応じて R/D の基本計画の変更。変更に当たって、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

３．途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を対象国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

４．他機関/他事業との連携、コレクティブ・インパクトの追求

- 発注者及び他機械の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去の資産も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携、巻き込みを検討し、コレクティブ・インパクトの追求を図る。

【２】選択項目

☒ 他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、（プロジェクト）進捗報告書、（プロジェクト）業務完了報告書の作成に際しては、これら専門家と協働して作成する。

☒ジェンダー配慮

- 本業務の実施に際しては、男女別データの収集・分析を行い、男女別データで定量的効果を把握することや、男性／女性の参画を考慮した活動内容を検討する等、ジェンダーに十分配慮した活動を行う。

☒環境社会配慮（カテゴリC）

- 本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月版）」におけるカテゴリＣに区分される。同ガイドラインにおいて、カテゴリＡ又はＢに該当する可能性があると考えられる業務が発生する場合は、事前に、発注者に報告し協議する。

別紙３

共通業務内容

案件が明示されていない項目は両国の案件に対して適用される。

１．業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第２期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

２．プロジェクト進捗管理と PO（Plan of Operation）の見直し

- プロジェクトの進捗状況を踏まえ、C/P と共に PO を適宜見直す。進捗の遅れがある場合には C/P と対応策を協議し実施し、発注者に報告する。
- 受注者が発注者から相手国政府機関への働き掛けが必要と判断する場合には、発注者と対応を相談する。
- 個別専門家案件においては、専門家の業務計画書に PO が添付される。

３．合同調整委員会（JCC）の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordination Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下「JCC」）を設置する。JCC は、1 年に 1 度以上の頻度で、(R/D のある場合は R/D に規定されるメンバー構成で開催し、)年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画の変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告するとともに、必要に応じて受注者は JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

４．成果指標のモニタリング及びモニタリングシートの作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、日常的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、1 年に 1 度以上の頻度で発注者所定のモニタリングシート（英文）を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、モニタリングシートの提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標を、具体的な指標入手手段を確認し、C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うととも

に、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

５．広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、対象国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

６．事業完了報告書／進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた事業業務完了報告書（Project Completion Report）を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に、当該契約の契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた事業進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。
（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力
１）類似業務の経験
類似業務：サイバーセキュリティ分野に係る各種業務、普及啓発活動や研修計画に係る調査等
２）業務実施上のバックアップ体制等
３）その他参考となる情報

（２）業務の実施方針等
１）業務実施の基本方針
２）業務実施の方法
１）及び２）を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。
３）作業計画
４）要員計画
５）業務従事予定者ごとの分担業務内容
６）現地業務に必要な資機材
７）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
８）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力
１）評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数
プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。
① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
- 業務主任者／サイバーセキュリティ技術（カンボジア）
- サイバーセキュリティ技術（フィリピン）

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約　１７．０　人月

２）業務経験分野等
各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。
（カンボジア）
【業務主任者／サイバーセキュリティ技術（カンボジア）】
① 類似業務経験の分野：サイバーセキュリティ分野に係る調査・研修等各種業務
② 対象国及び類似地域：カンボジア国及び全途上国
③ 語学能力：英語
④ 業務主任者等としての経験

（フィリピン）

【サイバーセキュリティ技術（フィリピン）】

① 類似業務経験の分野：サイバーセキュリティ分野に関わる調査・研修等各種業務

② 対象国及び類似地域：フィリピン国及び全途上国

③ 語学能力：英語

④ 業務主任者等としての経験

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

（カンボジア）

本件に係る業務工程は、2023年8月に開始し、約39ヶ月後の2026年10月の終了を目処とする

（フィリピン）

本件に係る業務工程は、2023年9月に開始し、24か月後の2025年8月の終了を目途とする。

（２）業務量目途と業務従事者構成案

１）業務量の目途

（全体）

約　46.5　人月（現地　：31.5 人月、国内　：15.0人月）

（内カンボジア）

約　33.50　人月　（現地　：22.50人月、国内　：　11.00人月）

（内フィリピン）

約　13.00　人月（現地　：　9.00人月、国内　：　4.00人月）

２）業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

（カンボジア）

① 業務主任者／サイバーセキュリティ技術（カンボジア）（2号）

② サイバーセキュリティ（戦略・政策・法規制・標準等）

③ 普及啓発活動・教材

④ 研修企画／機材調達

（フィリピン）

⑤ サイバーセキュリティ技術（フィリピン）（2号）

⑥ 研修企画／リソース連携／普及啓発

３）渡航回数の目途　全45回（カンボジア：36回、フィリピン：9回）

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

（カンボジア）

- 現地研修
  - 第2章第5条「（1）成果1に関わる活動」の「活動1-5：セキュリティフレームワークを活用した研修やドリルを実施する」に係る事項
  - 第2章第5条「（2）成果2に関わる活動」の「活動2-3：子供や女性、高齢者等社会的弱者への普及啓発活動実施」に係る事項

（フィリピン）

- 現地研修
  - 第 2 章第 5 条「（1）成果 1 に関わる活動」の「活動 1-2： セキュリティ研修を実施する」のうち「1-2-1　研修計画に基づき、セキュリティ研修を調整・実施する」に係る事項
  - 第 2 章第 5 条「（2）成果 2 に関わる活動」の「活動 2-2： セクター毎の調整・連携にかかるセミナー等を実施する」に係る事項
- 普及啓発活動
  - 第 2 章第 5 条「（3）成果 3 に関わる活動」の「活動 3-1： サイバーセキュリティの普及啓発活動にかかる教材開発を支援する　3-1-2　フィリピンの現地企業と協力し、サイバーセキュリティの普及啓発活動に関する教材開発を支援する」及び「活動 3-2： サイバーセキュリティに対する普及啓発活動の実施を支援する」に係る事項

費用については、再委託先は事業開始後、現地の状況を踏まえ適切な再委託先を確認することが望ましいため定額計上とし、現地再委託にあたっては事前に発注者と受注者で内容を確認のうえ、別途契約を締結する。
なお、現地再委託費にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2022年10月版）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業務者の業務の履行状況を監理・監督し、業務の履行を適宜確認すること。

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

（フィリピン）

- [Draft]Work Plan for JICA Experts
- [Draft]Training and Activity Plan
- 本 Draft 版は、STI・DX 室にて、2023 年 2 月にフィリピン政府と事前に協議をした際の先方ニーズに基づき、STI・DX 室にてドラフトしたもの。本内容については追加、修正の提案を行うことは可能。事業開始後に受注者が C/P と再協議し、Work Plan 及び Training and Activity Plan を最終化し、DICT と合意することを予定しています。

２）公開資料

（共通）

- JICAグローバル・アジェンダ「デジタル化の推進」クラスター事業戦略「サイバーセキュリティ」：
  https://www.jica.go.jp/activities/issues/digital/ei8tc50000005j05

-att/cybersecurity.pdf

- 「全世界インクルーシブで安全なデジタル経済の推進に係る情報収集･確認調査 ファイナルレポート」
  https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12364220.pdf

（カンボジア）

- カンボジア国「サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト」事前評価表：
  https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2022_2005894_1_s.pdf
- カンボジア国「サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書」：
  https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000049254.pdf

（５）対象国の便宜供与

（カンボジア）

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	インターネット環境	有

（フィリピン）

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	インターネット環境	有

３．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

４．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022 年 4 月-2023 年 4 月追記版）」（以下同じ）**を参照してください。
（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）契約期間の分割について
第１章「３．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】
190,427,000円（税抜）

なお、定額計上分　47,020,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（３）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

１） 旅費（航空賃）
２） 旅費（その他：戦争特約保険料）
３） 調達機材費
４） 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
５） 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
６） 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
７） 上限額を超える別提案に関する経費
８） 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目	
カンボジア						
1	現地研修	第２章　特記仕様書案【２】特記仕様書案　第５条 業務の内容 2-1プロジェクトの活動に関する業務 (1)成果１に関わる活動の「活動1-5:セキュリティフレームワークを活用した研修やドリルを実施する」及び(2)成果２に関わる活動」の「活動2-3:子供や女性、高齢者等社会的弱者への普及啓発活動実施」	6,000,000円	人件費、会場借上費	再委託費（現地委託費）もしくは一般業務費（特殊傭人費）	現地再委託費もしくは特殊傭人費
2	現地傭人及び現地研修	第２章　特記仕様書案　【２】特記仕様書案　第５条 業務の内容　2-1プロジェクトの活動に関する業務 全カンボジア業務の現地補佐 第２章　特記仕様	7,800,000円	人件費、交通費、保険料（200,000円×39か月を想定）	一般業務費	特殊傭人費

		書案【２】特記仕様書案　第５条 業務の内容 2-1プロジェクトの活動に関する業務 (1)成果１に関わる活動の「活動1-5:セキュリティフレームワークを活用した研修やドリルを実施する」				
小計			13,800,000円			
フィリピン						
3	現地研修	第２章　特記仕様書案　【２】特記仕様書案　第５条 業務の内容 2-1プロジェクトの活動に関する業務 （1）成果1に関わる活動」の「活動 1-2: セキュリティ研修を実施する」のうち「1-2-1　研修計画に基づき、セキュリティ研修を調整・実施する」 （2）成果2に関わる活動」の「活動 2-2: セクター毎の調整・連携にかかるセミナー等を実施する」	20,000,000円	人件費、会場借上費	再委託費（現地委託費）もしくは一般業務費（特殊傭人費）	現地再委託費もしくは特殊傭人費
4	外部組織と連携した研修	第２章　特記仕様書案　【２】特記仕様書案　第５条 業務の内容　2-1プロジェクトの活動に関する業務 （1）成果1に関わる活動」の「活動 1-2: セキュリティ研修を実施する」のうち「1-2-1　研修計画に基づき、セキュリティ研修を調整・実施する」	6,000,000円	講師（ITUを想定）の出張旅費（交通費、日当・宿泊費・旅行保険）、人件費、会場借上費	一般業務費	セミナー等実施関連費
5	普及啓発活動	第２章　特記仕様書案　【２】特記仕様書案　第５条 業務の内容　2-1プロジェクトの活動に関する業務 (3)成果３に関わる	4,000,000円	教材開発費、人件費	再委託費（現地委託費）もしくは一般業務費（特殊傭人費）	現地再委託費もしくは特殊傭人費

		活動の「活動 3-1：サイバーセキュリティの普及啓発活動にかかる教材開発を支援する　3-1-2　フィリピンの現地企業と協力し、サイバーセキュリティの普及啓発活動に関する教材開発を支援する」及び「活動 3-2： サイバーセキュリティに対する普及啓発活動の実施を支援する」				
6	現地傭人 及び現地研修	第２章　特記仕様書案　【２】特記仕様書案　第５条 業務の内容　2-1プロジェクトの活動に関する業務 全フィリピン業務の現地補佐 第２章　特記仕様書案　【２】特記仕様書案　第５条 業務の内容 2-1プロジェクトの活動に関する業務 （1）成果1に関わる活動」の「活動 1-2： セキュリティ研修を実施する」のうち「1-2-1　研修計画に基づき、セキュリティ研修を調整・実施する」 （2）成果2に関わる活動」の「活動 2-2： セクター毎の調整・連携にかかるセミナー等を実施する」	3,220,000円	人件費、交通費、保険料（150,000円×23か月を想定）	一般業務費（特殊傭人費）	特殊傭人費
小計			33,220,000円			

（５）見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てした合計額（税抜き）で計上してください。

（６）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、

提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。
【カンボジア】
東京⇒バンコク⇒プノンペン（タイ国際航空）
東京⇒ハノイ⇒プノンペン（ベトナム航空）
東京⇒シンガポール⇒プノンペン
東京⇒ソウル⇒プノンペン
【フィリピン】
東京⇒マニラ

（７）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて
１）JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（９）その他留意事項
特に無し。

別紙：プロポーザル評価配点表

別紙２

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
（１）類似業務の経験	(6)	
（２）業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
２．業務の実施方針等	(50)	
（１）業務実施の基本方針の的確性	22	
（２）業務実施の方法の具体性、現実性等	23	
（３）要員計画等の妥当性	5	
（４）その他（実施設計・施工監理体制）	－	
３．業務従事予定者の経験・能力	(　40　)	
（１）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(　27　)	
	業務主任者のみ	**業務管理グループ**
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／サイバーセキュリティ技術（カンボジア）	(27)	(11)
ア）類似業務の経験	11	4
イ）対象国・地域での業務経験	3	1
ウ）語学力	4	2
エ）業務主任者等としての経験	5	2
オ）その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○○○	(-)	(11)
ア）類似業務の経験	－	4
イ）対象国・地域での業務経験	－	1
ウ）語学力	－	2
エ）業務主任者等としての経験	－	2
オ）その他学位、資格等	－	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(ー)	(5)
ア）業務主任者等によるプレゼンテーション	ー	ー
イ）業務管理体制	ー	5
（２）業務従事者の経験・能力：サイバーセキュリティ技術（フィリピン）	(13)	
ア）類似業務の経験	7	
イ）対象国・地域での業務経験	1	
ウ）語学力	3	
エ）その他学位、資格等	2	

以　上